

別紙 4

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

主 論 文 の 要 旨

論文題目	中国における国家賠償法 —政策的救済と法的救済が構成する国家賠償制度—
氏 名	李 竜賢

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、今日の中国における古い制度と新しい制度が並存する複雑な過渡的状況をふまえて、中国の国家賠償がその制度化になぜ40年もの歳月を要したか、改革・開放後、急ごしらえで国家賠償が制度化の道へと進むことになった原因は何か、施行後の中国国家賠償法の発展と停滞の原因となった主な制度（顕著な特色を有する制度）は何か、なぜ公民は、今なお、従来からの古い政策的救済である信訪制度および紀律検査制度に頼っているのか、新しい制度であるがなお十分機能していない国家賠償と、古い制度である政策的救済ではあるが、その存在感を増している信訪制度および紀律検査制度は、紛争処理において、どのように接合し、影響しあい補完・浸透しているかについて分析する。また、最後に、現段階の中国国家賠償制度が法的救済制度として発展する道を阻んでいる考え方および仕組み、そして、これを克服する徴候的な考え方および仕組み、さらに、こうした考え方および仕組みをふまえた新たな制度改革の提案も行なうこととしたい。

こうした中国の現状をふまえた問題意識をもって、中国における国家賠償制度を分析することをめざす本稿は、第一編「政策的救済から法的救済へ」、第二編「現状とその問題点」、第三編「国家賠償制度の新しい課題」という三編構成からなる。以下では、その構成について、その概略を述べる。

まず、第一篇では、歴史上の制約により、解放後、法的救済である国家賠償責任が制度化される土壌が存在しなかった理由と、この法的救済に代替した政策的救済の意義および役割について検討し、この土壌の中で生成した法的救済である国家賠償制度および政策的救済から法的救済へ向けての制度変化を検討する。従来の研究は、中国における国家賠償制度の生成について、改革・開放後の公民の権利救済制度の整備をその始発点として検討するものが大半であった。この点で、既存の研究は、本稿が重視する政策的救済の意義と役割については、ほとんど関心をもってこなかったのである。これに対して、本稿では、解放後の公民の救済における主要な仕組みであった政策的救済に注目し、その政策的救済の影響をうけて生まれた中国国家賠償制度の生成過程を歴史的にみることを通じて、その制度化が遅れた原因および歴史的制約をともなった特徴を検討したい。とくに、政策的救済の影響を強く受け、その制約のもとで生成した法的救済が有す

る中国的特色について、国家賠償制度の生成過程を検討することによって解明したい。

次に、第二編では、このような歴史の中で生まれた中国国家賠償法が有する顕著な特色を探りたい。とくに、急ごしらえの制度として中国国家賠償法の中に導入された機関賠償制度に注目したい。それは、外国の理論をとりいれ、その影響を強く受けると同時に、国家賠償制度が政策的救済から生まれたという歴史を反映している。これらの点をふまえて、なぜ、中国では機関賠償という制度がとられているのかについて、本稿は追究するものである。また、機関賠償制度を採用した結果、国に法人格が無く、機関賠償制度を採用しているため、当該行政機関に賠償に応じるだけの財力がない、複数の行政機関にまたがる行為について行政機関の間で責任の押し付け合いが生じやすいといった状況についても注目したい。従来の研究においては、この機関賠償制度についても、残念ながら注目しなかったか、あるいは、その制度の説明だけを行なって済ませるものが大半であった。すなわち、機関賠償制度がもっている意味についてはその検討を原理的、歴史的におこなっていないのである。従って、機関賠償制度についての検討は、従来の研究が看過した中国の国家賠償制度が有する重要な特徴をみるという点で、これもまた本稿が独自に追究した論点である。

さらに、第三編では、新しい制度であるがなお十分機能していない法的救済制度である国家賠償法とは対照的に、従来の政策的救済の一つであり、現在もなお、存続している信訪制度および紀律検査制度について、検討を行なう。後者もまた、今日、かつての事実上の政策的救済制度から法化するとともに、その救済としての存在感を増している。そこで、歴史的に政策的救済制度の代表的な仕組みである信訪制度と共産党の紀律検査制度を検討することにより、このような伝統的な救済諸制度が、中国において新しい国家賠償制度に対して接合し、影響しあい補完・浸透している現状を描く。さらに、このように中国に特有の特徴をもつ中国国家賠償制度に、先進資本主義諸国で生成、発展した国家責任に関する国家法人理論とこれに基づく制度を導入する可能性についても検討する。法的救済制度である国家賠償制度の導入後における古い政策的救済である信訪・紀律検査制度の意義と前者と後者との相互作用、新しいものと古いものとが接合し、変化する過渡期にある中国特有の国家賠償制度に先進資本主義諸国生まれの理論とその制度をもちこむ可能性について、具体的に検討することは、従来の研究が看過した視角からこの制度をみるものであり、本稿が追究したもう一つの論点である。

以上の検討を通じて、中国における従前からの古い政策的救済と改革・開放後に生成・発展した新しい法的救済である国家賠償法が、それぞれ異なる制度として並存し、接合しているところに注目し、その問題点および課題を明らかにしたい。

最後に、最高の権力機関である人代に「国家賠償委員会」を設立することを提案する。全人代および各級の地方人代に国家賠償事件の処理を行なわせることによ

て、機能不全に陥っている機関賠償制度を、予算に関する権限を直接もつ人代による賠償、すなわち、「人代賠償」の制度に転換することを目指すものである。中国においては、行政救済制度は、従前からの古い政策的救済と改革・開放後に生成・発展した新しい法的救済である国家賠償制度が、それぞれ異なる制度として並存し、相互に接合し、影響しあい補完・浸透するという過渡的状況が続くだろう。そして、当面、この過渡的なプロセスにおいて後者の制度の発展を促す象徴となる仕組みをつくらなければならない。この点で、「人代賠償」制度は後者を強くするという制度改革を導くものとなるだろう。さらに、本稿におけるもう一つの提案は、「機関賠償」の克服を促すために、長期的な課題として、「国家法人」の概念を確立することである。それは、中国における不服審査（行政復議）、行政訴訟および国家賠償という三つの制度によって構成される権利保護を目的とする行政救済制度およびそれを支える理論を構築するという大きな歴史的課題の中で、その解決が目指されるであろう。

本稿では、政策的救済から生まれた中国特有の国家賠償制度について、これを監視・監督の制度から公民の権利保護、救済の制度へと転換を遂げる過程をあとづけつつ、その理論的諸問題を検討してきた。中国において、公民の権利を保護する制度、すなわち、行政救済制度を全体として生成・発展させるためには、本稿が検討した国家賠償制度だけではなく、行政訴訟制度をはじめとするその他の行政救済制度を構成する諸制度についても、その監視・監督の制度から権利利益の保護・救済の制度へと転換を遂げる道を探求しなければならない。従って、中国の行政訴訟制度をはじめとするその他の行政救済制度について、これを権利利益の保護のための行政救済法として如何に構築していくかという歴史的課題は、中国の国家賠償制度に関する本稿の結論を踏まえた今後の研究課題となる。